【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2021年12月23日
【会社名】	リネットジャパングループ株式会社
【英訳名】	RenetJapanGroup,Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　グループCEO　黒田　武志
【本店の所在の場所】	愛知県大府市柊山町三丁目33番地
【電話番号】	0562-45-2922
【事務連絡者氏名】	取締役　グループCFO　管理本部長　岩切　邦雄
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区平池町四丁目60番12号　グローバルゲート26階
【電話番号】	052-589-2292
【事務連絡者氏名】	取締役　グループCFO　管理本部長　岩切　邦雄
【縦覧に供する場所】	リネットジャパングループ株式会社　名古屋本社 （名古屋市中村区平池町四丁目60番12号　グローバルゲート26階） リネットジャパングループ株式会社　東京支社 （東京都千代田区丸の内三丁目２番３号　丸の内二重橋ビル21階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2021年12月17日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年12月17日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除、剰余金の配当等の決定機関及び剰余金の配当の基準日の新設、その他所要の変更を行なうものであります。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として黒田武志、中村俊夫、松尾俊哉、岩切邦雄及び高橋義孝の５名を選任するものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役として野村政弘、原陽年及び中井英一の３名を選任するものであります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役として葉山憲夫氏を選任するものであります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額300百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決定するものであります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額100百万円以内と決定するものであります。

第７号議案　会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人としてPwC京都監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	54,190	928	－	（注）１	可決　97.22
第２号議案				（注）２	
黒田　武志	54,171	947	－		可決　97.19
中村　俊夫	54,123	995	－		可決　97.10
松尾　俊哉	54,084	1,034	－		可決　97.03
岩切　邦雄	54,100	1,018	－		可決　97.06
高橋　義孝	52,213	2,905	－		可決　93.67
第３号議案				（注）２	
野村　政弘	53,994	1,124	－		可決　96.87
原　　陽年	54,178	940	－		可決　97.20
中井　英一	52,055	3,063	－		可決　93.39
第４号議案	52,143	2,975	－	（注）２	可決　93.55
第５号議案	54,017	1,101	－	（注）２	可決　96.91
第６号議案	53,939	1,179	－	（注）２	可決　96.77
第７号議案	54,180	938	－	（注）２	可決　97.20

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上